

社員総会議事運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県作業療法士会（以下「本会」とする）社員総会の運営を円滑に行うため、議事運営に関する基準を定めるものとする。

(総会議案の提出権)

第2条 理事会並びに正会員は、総会議案の提出権を持つ。正会員が提出する場合は、総会1週間前までに、文書をもって議案を会長に提出しなければならない。

(議事運営委員)

第3条 会長は、開催日までに余裕をもって議事運営委員長を指名する。

2. 議事運営委員長は、5～10名程度の議事運営委員を指名する。
3. 議事運営委員は、出席者の資格や定足数確認、委任状管理、表決などの議事運営、会場整理を担当する。但し、選挙については、選挙管理委員会の指示に従う。
4. 出席者の資格確認は、会員証、会員名簿などによって行う。

(委任状)

第4条 定款第31条により、委任状を提出した者は出席したものとみなす。

2. 委任状の種類は次の通りとする。
 - (1) 白紙委任 あらかじめ通知された議案につき、多数意見に同意するもの
 - (2) 書面による賛否の表示 議案書の議案につき賛成、反対いずれかを表示するもの
 - (3) 個人委任 議案につき他の正会員を代理人に指名し、代理人が表決に参加するもの
3. 委任状は、会長に提出する。
4. 個人委任を受けた者が議長になったとき、又は中途退場した場合は、白紙委任として扱う。
5. 個人委任を受けた者は、議事運営委員に委任状を提出し、これと引きかえに個人委任票を受け取る。表決時には、この個人委任票を掲げる。

(総会次第)

第5条 総会次第は、開会（出席者数の報告を含む）議長の選出、書記の任命、議事録署名人の任命、議案の審議、議長の解任、閉会とする。

(出席者数の維持)

第6条 開会以降の入退場は原則として認めない。

(司会)

第7条 会長は、開会、議長の選出、閉会を司る。但し、他の役員に司会を委嘱することができる。

(議長)

第8条 出席した正会員の中から、議長1名を選出する。

2. 議長は、書記、議事録署名人を2名ずつ選出する。
3. 議長は、議案及び動議について、討議と表決を司る。
4. 議長は、表決権（賛否の意思表示をすること）を持たず、裁決権（賛否同数の場合、議長として決を下すこと）を持つ。

(発言)

第9条 発言しようとする者は、挙手により、議長に発言の許可を求めなければならない。

2. 発言者は、発言に先立ち、所属と氏名を述べなければならない。
3. 発言の種類は次の通りとする。
 - (1) 動議 討議したいと思う事柄を議題に取り上げるよう要求して発言すること

- (2) 質問
- (3) 意見

(動議)

第10条 動議の種類は次の通りとする。

- (1) 原動議 会長又は正社員があらかじめ提示しておく議案
 - (2) 補助動議 原動議の修正、委員会付託、期限つき延期、無期限延期、討議の時間の修正、修正案の修正などを提案するもの
 - (3) 緊急動議 議事の審議や表決の方法、人事、審議反対、決議再考などに関するもの
 - (4) 優先動議 議事日程の変更、議事妨害者の排除、休息閉会の提案などに関するもの
2. 動議の優先順序は、優先動議、緊急動議、補助動議、原動議の順とする。
 3. 動議が提出されたら、議長は動議の支持者(議題として取り上げることの賛同者)の有無を尋ねる。1名以上の支持者があれば、これを討議の対象とする。このとき議長は、その動議を復唱し、これによって、その動議は正式議案となる。

(討議)

第11条 議長は、各議案について質問、意見の順に発言を求め。意見は、はじめに反対意見、次に賛成意見の発言を求め、反対と賛成とが交互に発言されるよう留意しなければならない。

2. 発言者の発言内容は、議題に合致していなければならない。

(表決)

第12条 議長は、表決すべき議案について賛成者の挙手を求め、過半数と認められれば、当該議案を可決とする。

2. 賛成者が過半数と認めがたい場合は、最初に反対者を、次いで賛成者の挙手を求め人数を数え、第4条第2項に従い委任状の数を加え、過半数に達した方を当該議案の表決結果とする。但し、あらかじめ通知されていない議案については、委任状は表決対象とならない。
3. 前項において可否同数のときは、議長が裁決する。
4. 表決は、単純な可否の表明でなければならない。条件を付することはできない。
5. 定款の変更、会の解散など、過半数よりも高比率の賛成を要することが定められている議案については、第8条第4項の規定に関わらず、議長も表決権をもつ。
6. 役員選挙については、定款施行規則及び選挙管理運営規程に定めるところによる。

(選挙における特例)

第13条 総会で役員選挙を行う場合、その進行は選挙管理委員長及び委員が司る。

(傍聴)

第14条 本会に入会申込書を提出し理事会の承認を待つ者については、傍聴を認める。

(運営手引)

第15条 総会議事運営を円滑に行うために、別に社員総会運営手引を定める。

(規程の変更)

第16条 この規程は、理事会の議決がなければ変更することができない。(試行期間に関する文言削除)

(附則)

- ・平成23年6月1日 本規程の試行(平成24年3月31日まで)
- ・平成24年4月1日より施行